

第3回公的統計品質向上のための特別検討チーム会合 議事概要

1 日 時 令和4年3月10日（木）10:00～11:53

2 場 所 W e b 会 議

3 出席者

【委 員】

川崎 茂（座長）、清原 慶子、椿 広計

【臨時委員】

篠 恭彦、清水 千弘

【専門委員】

細川 努

【審議協力者】

下野 僚子、鈴木 督久

【審議協力者（各省等）】

総務省統計局統計調査部：岩佐部長

独立行政法人統計センター統計編成部消費統計編成課：伊藤課長

【事務局（総務省）】

明渡大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、上田次長

政策統括官（統計制度担当）：吉開政策統括官、長嶺統計審査官

4 議 事

（1）毎月勤労統計調査問題を踏まえた対策に関する検討結果について

（2）抽出された課題と想定される対策について

（3）その他

5 議事概要

（1）抽出された課題と想定される対策について

冒頭、座長から、審議の順番の入れ替えについて提案があり、まず議事（2）の「抽出された課題と想定される対策について」を審議し、その後で議事（1）の「毎月勤労統計調査問題を踏まえた対策に関する検討結果について」を審議することとなった。

その後、事務局から資料2「抽出された課題とその対策として意見のあった事項の整理」について説明が行われ、質疑応答が行われた。

委員等からの主な発言は以下のとおり。

- ・ 資料2に記載された内容については問題ないとする。その上で、②の業務の仕組みの改善（PDCAサイクルの確立）のところで、マニュアルの整備について2点ほど追加してどうかと思う点がある。1点目は、マニュアルで決められている手順について、その手順どおりに実施できているのかをチェックする、ということも一連の活動だと思うので、そのこともマニュアルに記載してほしい。

2点目は、一つのマニュアルの中で具体的な手順等まで書けない場合、上位のマニュアルと下位のマニュアルに分けて作成することが多いと思うが、これまでの統計作成プロセス診断の中で、いくつかの公的統計のマニュアルを見てきたが、上位と下位のマニュアルの関連性が明確になっているものはあまりみられなかったと思う。このため、例えば、上位のマニュアルの中に下位のマニュアルの名称を記載するなど、マニュアル内でその関係性を明確したほうがよい。そうすることで、3H（変化、初めて、久しぶり）という話もあったが、プロセスを変更するときには、マニュアルも変更すると思うが、関連する他のマニュアルではその変更を反映していないことがあるので、その反映漏れを抑制することにもつながる。

→ 上位と下位のマニュアルについて話があったが、本日の審議における課題等の整理を資料2に適用して考えると、資料2は上位のものに該当し、サマリのなものになっている。今後、御意見を踏まえつつ、下位の資料における具体的な整理を考えていきたい。

- ・ 資料2を更に具体化する上で重要と考える点として、1点目は、幹部研修や統計分析審査官への研修の充実は非常に重要。ただし、幹部や統計分析審査官に対する研修は、ただ形式的に研修するのではなく、効果のある、目的を達成するための研修が必要と考える。その効果を図る方法として、研修の最後に、研修の成果をどう職場に反映していくかなど、研修のとりまとめや総括等を行うことが重要。また、実施は難しいのかもしれないが、研修後に一般の職員に対するアンケート調査などを実施して、職場風土の改善状況などを把握し、課題があれば解決手法等を考えていければよいと思う。

また、2点目として、統計作成プロセス診断は重要であり、それを実施する際には、悉皆的ではなく段階的に抽出して実施されるものと思う。その際、可能であれば、先行して統計作成プロセス診断を実施したもののの中で把握された課題等は、各府省に共有できるとよい。

3点目は、マニュアルは、見える化できるという点もあるが、標準的なマニュアルを作成する際には、複雑化しないで簡素化しつつ、分かりやすいものになるようにしてほしい。

最後に、政府統計は、各府省が作成するものだが、民間事業者や地方公共団体とのコミュニケーションを形式的ではなく実質化していくことが誤りの防止につながると考えるため、ここはしっかりと発信していきたい。

→ いただいた御意見は、課題を整理する上で、上位レベルに反映するか下位レベルに反映するかを含めて検討していきたい。

- ・ 資料2の内容に異論はないが、今後は、資料2の右欄に記載されている内容が、どれだけ機能しているかということのモニタリングをすることも重要。具体的には、社会全体への情報開示を徹底的にすることで、緊張感が発生するし、品質確保につながる。統計は、継続性や安定性が重要だが、一方で、社会情勢等への変化にも対応させる必要もあるので、その変化等を恐れのないような体制を構築する必要がある。それには研修が重要であり、政府全体で行うものもあれば、各府省単体で行うものもあると思う。その中で、現場のリーダーを育成する仕組みが盛り込まれていると

思うので、今後はそれをどう実践していくかが重要。それには、研修により職場がどう改善したか、どのような研修を実施したか、統計を何人で作成しているかといった内容について基幹統計ごとに情報開示をしていくとよい。

→ 新たな取組に関する情報を社会に開示することで、統計作成部局だけでなく、社会全体のチェックが働くという視点は重要だと思う。御意見を踏まえて、引き続き検討していきたい。

- ・ 今回の国土交通省の事案については、合算処理と二重計上を分離して考えるべきだと思う。まず、合算処理は、それ自体が不適切な手順なのではない。統計の利用方法に照らして、その処理手順を経て最終的な統計に至る設計がされていれば、適切になることもある。今回の事案は、手順マニュアルはあったようだが、背景の考え方が明示されていなかったことが問題だと思う。合算処理の適切性の判断については、利用方法に加え、速報と確報など提供方法、必要な記録などもセットで、作成プロセス全体として考える必要がある。

一方で、二重計上は不適切である。変更した際に二重計上を発見するチャンスはあったものとする。一つは変更申請の際の統計委員会の諮問審議の段階である。もう一つは、試行を経て実現に向かっている統計作成プロセス診断の段階ということになるが、時間的には前者が先であり後者が後になる。今後、対策を考える際には、ここのタイミングの違いなども踏まえて両者の役割分担をしっかりと考えないといけない。また、マニュアルについては、上位のもので統計の設計や考え方、下位のもので手順がそれぞれ記載され、相互に関連を持たせるべきものと思うが、今回の事案は、全国で手順どおりに対応されていたものの、それが結果的にどのように統計としてまとめられるか、といった認識が分断されていたことが原因と考える。

今回のことは、ドキュメントの重要性をしっかりと考え直す教訓になるのではないか。

→ マニュアルの上位と下位の関係性を明確にすることについて、しっかりと実行につなげていくことが重要と思う。御意見を踏まえて、引き続き検討していきたい。

- ・ マニュアルは、ただ作成されればよいというものではなく、上位や下位などマニュアル群が整理されて、管理・活用されることが重要。その上で、効率的に管理するためには、デジタル化が必要と考える。例えば、マニュアル等のドキュメントの上位と下位の関連付けや、時系列的に整理・保存されることによって、各府省での統計業務により活用しやすくなり、また業務の効率化や適正化にも寄与すると考える。今後、デジタル化したドキュメントをどう整理するかを検討は必要と考える。

→ 御意見を踏まえて、新たな対策の深掘りをしていきたい。

- ・ 資料2の右欄は対策であり、これを講じることで左欄の内容が達成されなければならない。統計委員会としても、今回提案された対策の効果がしっかりと発現していくかをみていくことが重要と考える。その上で、マニュアルを作るだけでなく、実効性を上げるために、プロセスを分解し、標準的なモジュールが提供されるような道筋を描いていく必要がある。今回の対策を講じることで、各府省における統計作成のパフォーマンスが改善されていくことが重要と考える。

→ 御意見のとおり、新たな対策が形骸化することなく、しっかり効果が発現しているかをチェックするということは重要と考える。御意見を踏まえて、さらに深掘りをしていきたい。

・ 資料2の内容に異論はない。実査に関わる民間事業者や地方公共団体からの意見は重要と考える。今回の事案は、そもそも遅延調査票をどのように処理するかというところから発生した問題であり、統計作成府省は、現場の立場や意見も踏まえながら対応をしていくべきと考える。統計作成プロセス診断でも、一連のプロセスの中で、問題になってく過程をしっかり捉えて、確認していきたい。

→ 遅延調査票を減らすためには、統計部局のみならず、統計制度、さらには社会全体のことを考える必要があり、広い目で議論することが求められる。御意見を踏まえて、さらに検討をしていきたい。

・ デジタル化は、デジタル庁が発足し、EBPMという意味でも行政のDXという意味でも、国だけではなく地方公共団体や民間事業者でも重要な取組になっている。EBPMといった場合、統計データをいかに利用しやすくするかという方向性があるが、行政の電子化という中で、職員が働きやすくする取組も重要と考える。マニュアルを作成するのは難しいが、これを作成の中で大容量の情報保管や検索機能を活用した随時の適切な利用を実現するデジタル化のメリットを生かして欲しい。これによって、ヒューマンエラーを防ぐことにつながるものとする。

→ 御意見を踏まえて、さらに検討をしていきたい。

・ 資料2については、これまでの議論の整理として御了解いただいたものと思うが、本日いただいた意見を踏まえ、さらに深掘りをしていき、また議論していきたい。

(2) 毎月勤労統計調査問題を踏まえた対策に関する検討結果について

座長から資料1-1「毎勤問題を踏まえた対策（再発防止策）に関する検討結果（概要）」、資料1-2「建設工事受注動態統計調査の問題の発生と毎月勤労統計調査の不適切事案を受けた政府の取組との関係について」に基づき説明が行われ、その後、質疑応答が行われた。

委員等の主な発言は以下のとおり。

・ 資料1-1では毎月勤労統計調査の事案と建設工事受注動態統計調査の事案を比較しているが、実は違う性質の問題であり、単純には比較できないと思う。

毎月勤労統計調査の方は、全数調査で行うべきところを勝手に標本調査で行っており、統計法上の問題と、抽出率が変えることによる誤差の拡大という社会的な影響があった。一方で、建設工事受注動態統計調査の問題は、統計法上の問題というよりも、欠測値の補完と合算処理を行い、結果として二重計上になったことや、システムに入力する関係で調査票の内容を消して書き換えたもので、これらは職員の知識不足等から生じた問題である。社会的な影響としては、二重計上になっているので、GDPへの影響が出てくるのではないかとすることがあるが、統計法上の問題はなかったのだと思う。

また、両事案には、問題の発見の経緯とその後の対応に違いがあり、毎月勤労統計調査の事案は、自分たちで勝手に全数調査から標本調査に変更しており、最初から気づいていたのに報告しなかったという問題がある。一方、建設工事受注動態統計調査の事案は、最初は気づかなかったが、気づいた後も対応せず、さらに外部から指摘があったときの対応につながっている。

今回の取りまとめは、これらを網羅していると思うが、二つの問題は本質的に異なるので、その点は冒頭のところで整理する必要があると思う。今後、毎月勤労統計調査の事案があったにもかかわらず、なぜ、建設工事受注動態統計調査の事案が発生したのかという指摘があるかもしれないが、性質がそもそも違う。新たな対策を講じて、予見できない違う性質の問題が出てくる可能性はあるので、そういう説明をしていったほうがよいと考える。

→ 御指摘のとおり、問題の発生は多種多様だと思うので、全ての起こりうる問題を予見できないこともあるかもしれないので、それをどのように表現するかは考えたい。

- ・ 資料 1-1 の最後の「心理的なハードルを下げる」ということは非常に大切だと思う。しかし、実現させるのは難しいかなという印象を持っている。また、先ほど、毎月勤労統計調査と建設工事受注動態統計調査の問題の性質の違いについて言及があったが、私は共通性の方について指摘したい。悉皆層の抽出率を 1/1 から 1/3 に変更した点と、合算処理をした点について、この二つに共通する背景としては回収率の問題がある。この二つは、報告者が期限どおりに調査票を提出していれば発生していなかったと考える。現実として回収率は基幹統計調査であっても 100% ではない。企業や事業所も様々な状況におかれているので、督促しても期限どおりに回答できない実態が生じている。社会全体がそのように変わっている。下位の方方向に対策や取組を具体化することも必要だが、上位の方方向について考えたときに、そのような現実があるということが本質的な大きな問題である。本質的原因からさまざまな個別事案が現象として発生する。本質的原因に対して、これから統計調査をどうしていくべきか、という解決の難しい問題は特別検討チーム以外の場になると思うが、長期的な課題として議論していくべきと考える。

→ 御指摘のとおり、長期的なトレンドとして回答率が低下していることにどう取り組むかという問題もある。いまの対策は、回収率が下がっているという前提での対策となっていて、一方で、御指摘いただいた、根源となる回収率の低下の問題自体をどうするかということも重要で、今後どう整理して議論に入れていくかについても考える必要がある。

- ・ 資料 1-1 と 1-2 について意見がある。まず 1 点目は、「再発防止」という表現だが、これは、今後、今回と同種の問題が再発しないように、問題を認識できない状況の解消や、問題を発見したときに迅速に是正できる体制を確保するという取組を進めるというように、「公的統計の品質を確保したい」という趣旨で使用しているものだと思う。ただ、全ての問題に対する再発防止であるように捉えられてはいけないと思う。これは、いわゆる再発防止は目指すが、その趣旨について一定の焦点を絞っているということが伝わるように表現しないといけないと考える。2 点

目は、「総務省及び統計委員会における承認申請時の標本設計と推計方法の取扱いを検討することが必要であると指摘する意義」についてである。これは総務省及び統計委員会もしっかり対応するという意思表示の言葉だと思う。国土交通省の検証委員会の報告書によると、今回の事案は、統計委員会ではなく、評価分科会に報告したことにして済ませようとしたとされている。これは、統計委員会に諮問することへの緊張を避けたいという意識が隠れていたのではないかと推測している。そこで、統計委員会で審議されることについての心理的なプレッシャーをなくしつつ、公的統計について相談しやすくする体制作りをする中で、標本設計や集計等における不適切な判断を防止できる可能性が高くなると考える。毎月勤労統計調査では、統計委員会においてローテーションサンプリングの質の向上を吟味していく過程で、様々な問題が明らかになった。その後、建設工事受注動態統計調査の問題も発生したが、総務省及び統計委員会の役割の重要性は変わっていないと思う。そこで、ニュアンスの問題であるが、資料1-1の3番目の「・」のところで、正確な統計を作成する責任は各府省にあるとされており、それは大前提であるが、各府省と総務省が連携して、一緒になってやっていくという書きぶりにする方がよいと感じる。各府省の権限と責任を尊重しつつも、できる限り、総務省や統計委員会も連携して公的統計の質の向上と一緒に取り組むといったニュアンスを入れた方がよいように考える。

→ 資料1-1の3番目の「・」については、総務省や統計委員会の適切な関与ということが分かるようにすることが必要なのだと思う。そういうことが鮮明に表現できるよう、工夫したいと思う。

- ・ 先ほど指摘があった、報告者に協力いただける統計になっているかという点は、調査の企画・計画の質を考える上で非常に重要な論点であるので、今後、統計委員会でも議論していく必要があると考える。
- ・ 資料1-1と1-2について、本日いただいた意見を踏まえ、さらに表現ぶり等をブラッシュアップしていきたい。また、次回の統計委員会でも今回の検討状況を報告していきたい。

(3) その他

次回会合の日程については、構成員の日程調整を行った上で後日連絡する旨発言があった。

(以上)